

福岡女子大学大学院文学研究科の理念・目的に関する規則

法人規則第47号
平成21年3月19日

(理念)

第1条 福岡女子大学大学院文学研究科は、福岡女子大学学則（平成18年法人規程第33号）第1条及び福岡女子大学大学院学則（平成18年法人規程第34号）第2条に定める目的を達成するため、国際化・情報化が進展する時代において、人間・社会に対する理解を深め、言語・文化などの専門性豊かな教養と高度の専門性を基礎に、鋭い分析力と思考力、総合的な判断力を培い、主体的に行動できる力を養成するとともに、文化の継承と創造にかかわることができる人材を育成することを理念とする。

(目的)

第2条 福岡女子大学大学院文学研究科は、前条の理念のもと、次の目的を達成するために、教育研究を行う。

(1) 幅広い教養と豊かな人間性の涵養

質の高い教養教育を行うことにより、幅広い教養と豊かな人間性を備えた人材を育成する。

(2) 専門的能力の養成

イ 人間・社会・文化・文学に関わる諸問題を総合的に検討し、専門的学識を備えた応用力豊かな人材を育成する。

ロ 国文学専攻では、日本文学・日本漢文学・日本語学・日本語教育についての広く深い知識と高度な専門性を身につけた、価値観の多様化に対応して各界で活躍できる人材および、国語教育の分野において貢献できる人材の育成を目指す。

ハ 英文学専攻では、英米を中心とした英語圏文学と文化及びその言語の特質について、文学・文化理論、言語理論、文献学的手法を用いて研究し、高度な専門的職業人の育成を目指す。前期課程では、学際性と批判的読解力を備え、かつ教育研究者に必要な研究方法の基本を身につける。後期課程においては、創造的で自立した研究者となるべく、特定のテーマを深く考究し、博士の学位取得を目指す。

(3) 男女共同参画社会の実現を目指す能力の養成

男女共同参画社会において、自らの能力を発揮できる積極的かつ建設的な人材の育成を目指す。

(4) 地域社会の課題解決のための実践的能力の養成

地域社会の諸課題に対して、さまざまな人々や組織と協力しながら、取り組むことができるような実践的能力を養成する。

(5) 情報発信・情報交換能力の養成

教育研究の成果に関する情報を広く国内外に発信し、取り組んだ課題やこれに関連する情報を交換し、課題の解決に取り組むためのコミュニケーションを行う能力を養成する。

(6) 文学に関する研究の推進

多様な知的関心と感性とを持つ大学院生と指導教員とが一体となって、新たな研究課題を発見し、文学研究の方法を再構築することを目指す。

また、研究の成果を国内外に発信するとともに、地域社会の発展に役立てる活動を行う。

附則

この規則は平成21年3月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。